

氷見産木材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見産木材活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、氷見産木材（市内の森林において合法的に伐採され、富山県内において加工された木材をいう。以下同じ）の住宅等への活用を促進し、優良な木造住宅等の建設を図るため、市内において氷見産木材を使用して木造住宅等を新築し、又は増改築する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる住宅等は、次に掲げるいずれかの条件を満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

- (1) 市内で自ら居住又は利用するため新築・増改築する木造住宅等で、氷見産木材を3立方メートル以上使用すること。
- (2) 市内で自ら居住又は利用するため内装木質化等の改築を行う木造住宅等で、氷見産木材を1立方メートル以上使用すること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、使用される氷見産木材1立方メートル当たり2万円とし、この場合において、使用量に1立方メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 1件当たりの補助金の上限は30万円とする。

(事業計画の認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業計画認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 工事契約書の写し
- (3) 氷見産木材使用箇所を明示した平面図及び立面図
- (4) 木材及び氷見産木材使用量計画計算書（様式第3号）

- 2 前項の認定申請は、原則として住宅等建設の着工前に行わなければならない。

(事業計画の認定通知)

第6条 市長は、前条の規定による事業計画の認定申請があったときは、当該申請書の内

容について審査し、補助金を交付すべき対象となる計画であると認めたときは、様式第4号により事業計画認定の通知をするものとする。

(事業計画の認定に付する条件)

第7条 前条に規定する事業計画の認定に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を中止する場合においては、速やかに辞退届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第8条 事業計画の認定を受けた補助事業が完了し、補助金の交付申請をしようとする者は、補助事業完了の日から起算して1月を経過した日、又は補助事業の完了の日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載した補助金交付申請書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 木工事完了時の写真
- (3) 木材及び氷見産木材使用量実績計算書(様式第8号)
- (4) 氷見産木材伐採証明書(様式第9号)

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式第10号により交付決定及び額の確定の通知をするものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第10条 市長は、事業計画の認定又は補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画認定又は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業計画認定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を申請目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に新築、又は増改築が行われ

た住宅について適用する。

- 2 この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に新築、又は増改築が行われた住宅等について適用する。
- 3 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に新築、増改築、又は内装木質化が行われた住宅等について適用する。
- 4 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に新築、増改築、又は内装木質化が行われた住宅等について適用する。